

多気町公告第 87 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和8年10月23日

多気町長 筒井 尚



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：古江区

区域：三重県多気郡多気町古江全域

主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町古江294番地

2 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

3 公告期間：令和8年10月23日から令和9年1月23日まで

4 異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

○申請不動産に関する事項

No.1

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m ²
1	多気郡多気町古江	宮谷	265	山林	290m ²
2	多気郡多気町古江	宮谷	277-1	山林	2265m ²
3	多気郡多気町古江	宮谷	279-1	山林	1134m ²
4	多気郡多気町古江	宮谷	293	山林	39m ²
5	多気郡多気町古江	宮谷	293-1	山林	109m ²
6	多気郡多気町古江	山元	433	山林	171m ²
7	多気郡多気町古江	山端	598	山林	86m ²
8	多気郡多気町古江	黒谷	879	山林	51m ²
9	多気郡多気町古江	黒谷	882-1	山林	3282m ²
10	多気郡多気町古江	黒谷	897-1	山林	1378m ²
11	多気郡多気町古江	黒谷	1084-1	山林	5950m ²
12	多気郡多気町古江	黒谷	1090-1	山林	7884m ²
13	多気郡多気町古江	犬潜り	1113	山林	3722m ²
14	多気郡多気町古江	喜之助谷	1137	山林	5236m ²
15	多気郡多気町古江	喜之助谷	1140	山林	6727m ²
16	多気郡多気町古江	黒谷	1160-1	山林	76m ²
17	多気郡多気町古江	小々田	1165	山林	8462m ²
18	多気郡多気町古江	小々田	1176	山林	3140m ²
19	多気郡多気町古江	坂谷	1184	山林	10314m ²
20	多気郡多気町古江	大久保	1355	山林	1788m ²
21	多気郡多気町古江	大久保	1356	山林	1692m ²
22	多気郡多気町古江	大久保	1358	山林	7735m ²
23	多気郡多気町古江	大久保	1360	山林	9520m ²
24	多気郡多気町古江	大久保	1363	山林	49m ²
25	多気郡多気町古江	長池ヶ野	1379	山林	1785m ²
26	多気郡多気町古江	長池ヶ野	1423	山林	991m ²

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	持分
岩佐 幸太郎	5分の1
小林 善蔵	5分の1
小林 政平	5分の1
小林 喜代蔵	5分の1
地主 三九郎	5分の1